

第 26 パッケージ型自動消火設備

I 外観検査

1 設備本体

総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定合格証が貼付されていること。

2 ユニット（格納箱に受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等が、収納されたもの。以下同じ。）の設置場所

- (1) 点検に便利な場所に設置されていること。
- (2) 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けられていること。ただし、Ⅱ型にあつては、難燃性の箱に収納されている場合を除く。
- (3) 使用温度範囲の場所に設置されていること。
- (4) 地震動等により転倒しないよう、確実に固定されていること。
- (5) パッケージ型自動消火設備である旨の表示、操作方法、取扱説明等の各表示等が適正になされていること。

3 同時放射区域

区画された居室等ごとに適正に設定されていること。

4 感知部

- (1) 火災を有効に感知できるように自動火災報知設備の基準により設けてあること。
- (2) 自動火災報知設備の感知器と区別できる表示がされていること。

5 放出口

- (1) 設置数及び配置は適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。
- (2) 配管と確実に結合され、また、スラブ、天井等に堅個に取り付けてあること。
- (3) 放出口の周囲には、放射に障害となるものが設けられていないこと。

6 放出導管

- (1) 材質、口径等は適正なものであること。
- (2) 堅個に壁、天井等に固定されていること。

7 選択弁

- (1) 開閉方向が適正に設けられていること。

- (2) その直近に選択弁である旨及び当該防護区域の名称を記載した標識、銘板等が適正に設けられていること。

8 手動起動装置

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

9 電源、配線

- (1) 常用電源は、専用回路となっていること。
- (2) 電源及び配線の種別、容量等は、適正であること。
- (3) 配線は、適正、かつ、確実に結線されていること。
- (4) 非常電源（内蔵型のものに限る）は変形、損傷、漏液等がなく、所定の容量のものが取り付けられていること。

II 性能検査

1 受信装置の火災表示等の作動検査

- (1) 方法
火災試験スイッチを火災試験側に入れて順次、回路スイッチ等进行操作する。
- (2) 合否の判定
 - ア 各警戒区域の表示窓と番号等を照合し、2つ目の信号により、火災表示灯及び地区表示灯の点灯並びに音響装置が鳴動すること。また、自己保持機能が正常であること。
 - イ 2つ目の信号により、作動装置に信号を送ること。
 - ウ 蓄積受信装置は、蓄積の測定時間が受信装置で設定された時間に、5秒を加えた時間以内であること。

2 感知部の作動検査

- (1) 方法
感知部を順次作動させる。
なお、感知器型感知部は、自動火災報知設備の感知器の検査方法に準じて行うこと。
- (2) 合否の判定
 - ア 受信装置が確実に作動し、作動装置に正常に発信すること。
 - イ 警戒区域の表示は適正であること。
 - ウ 選択弁を有するものは、当該防護区域の弁が自動的に開放すること。
 - エ 同時放射区域が2以上のユニットを用いるものは、それぞれのユニットが連動して作動すること。
- (3) 留意事項
消火剤を放射することなく実施すること。

3 非常電源検査

(1) 方法

主電源を遮断し、非常電源スイッチを操作する。

(2) 合否の判定

電源の自動切換え機能及び電圧値が正常であること。

III 総合検査

1 方法

ユニットの設置場所から最も長い配管がなされている同時放射区域及び同時放射区域の数が最も多いユニットについて、前Ⅱの性能検査後に実施する。(任意のユニットでもよい)。なお、非常電源に切り替えた状態(非常電源が設けられていないものにあつては監視状態)で、確認すること。

(1) 加熱試験機器等により感知器を作動させ、一の感知部が作動した場合に受信装置の表示灯が点灯(点滅)するとともに警報装置が鳴動すること。

(2) (1)の後、引き続き2個目の感知部が作動して試験用ガス(窒素ガス、空気等)が放出すること。ただし、Ⅱ型のうち2個目の感知部の作動により、起動することが確認できる場合はこの限りでない。

(3) 復旧スイッチを設けるものにあつては一の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。

(4) 手動用起動装置が付置されているものは、起動スイッチによる作動についても確認すること。

2 合否の判定

(1) 最初の感知部が作動した場合に受信装置の作動表示灯が点灯し、警報装置が鳴動すること。また、この時点で復旧スイッチを操作した場合に起動が停止すること。

(2) 試験用ガスを用いて確認するものについては次によること。

ア 次の感知部が作動した場合に作動装置、開放装置等が作動し、試験用ガスが放出口から30秒以内に放射すること。

イ 2以上の同時開放区域を共用する場合は、共用する同時放射区域のすべての放出口から30秒以内に放射すること。

ウ 受持つ同時放射区域に応じた選択弁が確実に作動し、かつ、放出口の変形、損傷等がないこと。

エ 放出導管、バルブ類等から試験用ガスが漏洩しないこと。

(3) (2)以外によるものについては、一の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある2個目の感知部の作動により起動信号を発信すること。